コロナの影響を受けた産地の販促活動等を支援します！

～「園芸産地販売力強化緊急対策事業」について～

事業の内容

新型コロナの影響を受けた園芸産地の、部会や法人等が実施する販売力強化に向けた取組に必要な経費を助成します。

【補助対象経費の例】　※R3年12月21日～R4年12月20日までの活動が助成対象

・販促活動のための会場使用料、出店費、通信費、旅費、機材借上げ料 等
・消費拡大のためのアイテム作成費、印刷費、宣伝動画作成の委託費 等
・試食販売やプレゼント企画等に使用するサンプル買い上げ費 等

【補助対象にならないもの】

・商談に伴う接待費や、会食費等は対象となりません。

事業主体

JA等の生産部会等（農業法人の生産者部会含む）、農地所有適格法人

※事業に取組むには、以下の要件を満たしている事が必要です。

○JA等の生産者部会の場合

・構成員３戸以上
・規約を設けている（代表者および会計責任者の定めがあること）
・共同出荷（販売代金の共同計算）を行っている
・令和２年度の活動実績がある

○農地所有適格法人の場合

・農作業に直接１５０日以上従事する正社員が３名以上（パート、研修生は含まない）

取組みの要件

・前作または今作において、緊急事態宣言発令月以降（本県独自の発令他、販売先で発令があった場合を含む）の販売単価が２月以上、前年又は平年に比べて１割以上減少していること

・セーフティネット制度に加入済み、または加入の意思があること

補 助 率

補助対象経費の１／２以内

ただし、受給できる補助金額の上限は、事業主体の構成員１人当たり２万円、または１事業主体あたり２００万円のいずれか低い方です。

申込期限　令和4年12月5日（月）　熊本県農産園芸課　必着

お問合せ先　熊本県　農林水産部生産経営局　農産園芸課　TEL 096-333-2392